

まちづくり委員会資料

川崎市屋外広告物条例の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

川崎市屋外広告物条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、屋外広告物のうち一定規模を超える広告物の表示又は掲出物件の設置にあたりましては、川崎市屋外広告物条例において、当該表示・設置に係る許可期間を上限２年間と定め、許可期間の更新ごとに設置物の点検を行うことを義務付けているところでございます。この度、国及び他都市などの動向や看板材質の上質化に伴う耐用年数の向上などを考慮した上で、許可期間の上限を３年間へ延長するための条例改正を行うこととし、これに向け、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、７通（意見総数１２件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市屋外広告物条例の一部改正について
意見の募集期間	令和７年１１月１４日（金）から同年１２月１５日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、ＦＡＸ、郵送、持参
意見の周知方法	・市ホームページへの掲載 ・市政だより（令和７年１１月１日号）への掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟２階）での閲覧 ・各区役所、支所、出張所、市民館及び図書館での閲覧 ・建設緑政局道路河川管理部路政課での閲覧
結果の公表方法	・市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟２階）での閲覧 ・各区役所、支所、出張所、市民館及び図書館での閲覧 ・建設緑政局道路河川管理部路政課での閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	7 通（12 件）
電子メール	7 通（12 件）
FAX	0 通（0 件）
郵便	0 通（0 件）
持参	0 通（0 件）

4 意見の概要と対応

「屋外広告物条例改正案」に対して、許可期間及び許可手数料に関する御意見が寄せられました。

寄せられた意見は、今後の取組を進める中で参考とさせていただくもの等であったことから、当初案のとおり「屋外広告物条例」を改正いたします。

（1）意見に対する本市の考え方の区分の説明

A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの

B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの

C：意見を踏まえ、今後取組を進める中で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見等）

（2）意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 屋外広告物条例に関すること	0	6	1	2	0	9
2 その他	0	0	0	0	3	3
合計	0	6	1	2	3	12

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

(1) 川崎市屋外広告物条例の運用に関すること (9 件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	そもそも他の神奈川県内行政機関の大部分が許可期間を3年にしているにもかかわらず、川崎市が2年と短い許可期間とし続ける合理的理由が存在しない。(他同意見2件)	許可期間の上限が神奈川県内で統一されるほか、更新処理に係る負担が申請者・行政ともに軽減されるため、改正に向けて取り組んでまいります。	B
2	ほかの自治体も許可期間を3年にしているケースが多く、行政側の業務軽減も考えられることから、改正は賛成です。		
3	広告物掲出者の負担を緩和することで、従来から掲出している者の負担を緩和するとともに新たに掲出する者の負担も緩和することで対象広告物の適正な許可届出の促進に期することが期待できる。(他同意見1件)	申請や更新等の処理に係る負担が申請者・行政ともに軽減するため、改正に向けて取り組むとともに、引き続き、屋外広告物の管理を適正に行ってまいります。	B
4	これまでの実施状況から判断し、許可された広告物を3年間継続掲出しても、広告物の不具合から安全性、すなわち落下等の事故につながるものが想定されない。	更新時に義務付けている安全点検と日常的な点検により、引き続き、安全確保に取り組んでまいります。	C
5	許可期間を3年間に延長されるということですが、すべての広告物について最大3年間の許可期間に延長されるという理解で良いのでしょうか。	許可期間の延長される広告物は「アーチ」「建築物その他の工作物等に表示する広告物又は設置する掲出物件」となります。	D
6	手数料はどのようになるのでしょうか。	屋外広告物許可手数料については、本市の「使用料・手数料の設定基準」に基づき定めているため、許可期間を2年から3年に延長(1.5倍)することによって手数料の金額についても改定する必要があります。例えば、建植広告(広告塔)では、現在、5㎡までごとに1,600円としておりますが、許可期間の延長に伴い2,400円に改定(1.5倍)する予定としています。	D

(2) その他 (3件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	店舗の看板が邪魔で歩きにくい。	公道上に許可なく置かれている看板については、道路パトロールや警察などの関係機関との合同パトロールを通じて継続的に指導及び啓発を行っています。	E
2	道路上空の看板が落下した場合の責任はだれがとるのか。	広告物の落下等による責任は設置者が負うこととなります。なお、屋外広告物許可が必要な物件で許可期間が1年を超えるものについては更新申請時に安全点検を設置者に義務付けています。	E
3	川崎市の屋外広告物条例改正に対し、以下を提言します。 1. 現行制度の課題 人手不足、点検コスト増、品質ばらつき、危険作業など「人による点検」には限界があります。 2. IoTによる解決策 「Signit」はセンサーで広告物を常時監視し、異常検知・予知保全・即時通知・データ管理を実現。導入容易でコスト削減と安全性向上を両立。 3. 社会的意義 市民の安全確保（災害・事故リスク低減） 事業者の負担軽減と地域経済活性化 行政の効率化・スマートシティ推進・SDGs 貢献 4. 提言 IoT 監視を条例で点検方法として認可 導入促進のため補助・税制優遇を検討 モデル事業で効果検証を実施 結論 IoT 監視は、安全性・効率性・持続可能性を高め、自治体の先進的な街づくりに大きく寄与します	許可更新時においては、国の屋外広告物条例ガイドラインに則って作成された川崎市屋外広告物安全点検実施要領に基づき有資格者による点検が義務付けられています。 IoT 技術を用いた安全点検につきましては、申請者の負担軽減が図られる一方で、有資格者による点検を行っている現状と同程度の安全性が担保できるかという課題があり、導入にあたっては慎重な検討が必要と考えています。 いただいた御意見については、国や他都市の動向も踏まえながら、今後の業務実施にあたっての参考とさせていただきます。	E

川崎市屋外広告物条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

1. 川崎市の屋外広告物に対する取組の現状

本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物に対して必要な規制を行っており、広告物の表示を原則許可制としています。ただし、表示面積の合計が10平方メートル以下の自家用広告物など、一部の広告物については許可の対象外としています。

加えて、許可が必要な広告物のうち一定規模を超える広告物については、2年に一度「安全点検調査報告書」の提出が必要です。

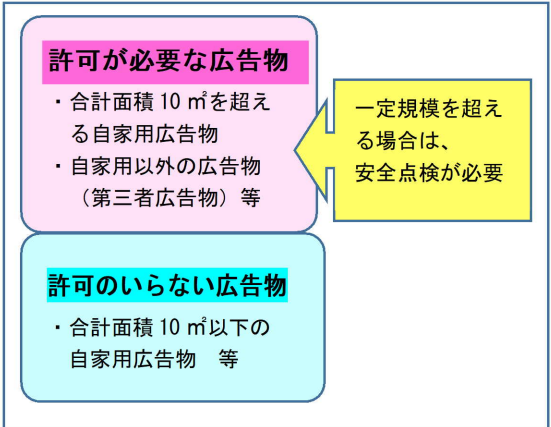


図-1 屋外広告物に対する規制の概要

2. 申請の必要な屋外広告物の主な例

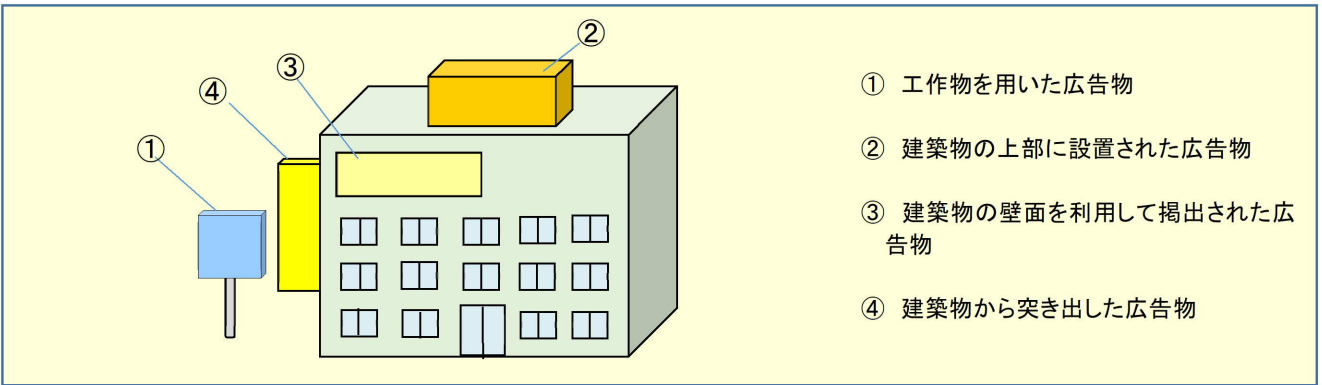


図-2 申請の必要な屋外広告物例

①～④の広告物のうち、図-1で許可申請が必要な物件（ピンク色）に関わる許可の手数料及び期間については、以下のとおりになります。

区 分		単 位	手数料(円)	許可期間
(1) 広告塔又は広告板 (2) 建築物その他の工作物 等に表示する広告物又は設置 する掲出物件	照明装置のあるもの	1基の表示面積5平方 メートルまでごとに	1,600	2年（最大）
	照明装置のないもの		1,000	
(参考) アーチ	照明装置のあるもの	1基	6,000	
	照明装置のないもの		4,000	

3. 条例改正の目的

条例の許可期間については、国のガイドラインに基づき昭和60年に上限2年間と定めて以降、更新を行う2年ごと安全点検も合わせて実施できる等の観点から、この許可期間で運用を行ってきております。

この間、国や他都市においては、看板材質の上質化に伴う耐用年数の向上などから、上限3年間への変更を行ってきており、また、市内でも重大な看板落下事故が発生していない状況を踏まえて、許可期間の上限を延長いたします。

これにより、看板設置者の更新作業に伴う申請や報告書提出等の事務負担の軽減が図られることとなります。

4. 改正の内容

川崎市屋外広告物条例第8条の規定を以下のように改正します。

改正案	現 行
(許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、 <u>3年</u> を超えることができない。	(許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、 <u>2年</u> を超えることができない。

5. 条例改正に伴う効果

申請者の更新作業に係る負担軽減

許可期間の上限を2年から3年に延長することで、許可期間の延長対象となる物件の更新作業に係る申請者の事務負担軽減が図られます。

また、更新時に申請者が専門業者に安全点検を調査委託していた場合には、その金銭的負担についても軽減することが見込まれます。

6. 県内他都市の現状（許可期間上限3年への改正年）

S60年	H10年	H13年	H20年	H22年	H23年	H25年	H30年	R4年	R8年予定
横浜市	神奈川県	横須賀市	大和市	小田原市	秦野市	平塚市	相模原市	鎌倉市	川崎市

7. 今後のスケジュール予定

令和7年11月14日～令和7年12月15日 パブリックコメント実施

令和8年2月 パブリックコメント結果公表

令和8年3月 条例改正

令和8年10月 条例施行・規則改正